

## 神奈川県手話言語条例の見直しについて（改定の方向性）

### 1 経緯

「神奈川県手話言語条例」（以下「条例」という。）は、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、平成 26 年 12 月に議員提案で制定され、平成 27 年 4 月 1 日から施行された。

また、「ろう者とりょう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現する」という条例の基本理念を具体化するため、条例第 8 条に基づき、平成 28 年 3 月に「神奈川県手話推進計画」（以下「計画」という。）が策定された。計画期間は平成 28 年 4 月から 5 年間となっている。

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行している。

条例の見直しの周期は、原則として施行の日から 5 年を経過するごととしており、本条例については令和 2 年度が見直し時期となっているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で有識者や関係団体等と条例見直しに係る十分な議論ができないことから、条例の見直しについては、令和 3 年度中に実施することとする。

### 2 条例の内容

この条例においては、手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とりょう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語であるが、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要があるという認識のもと、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築することを目的としている。

また、条例第 8 条により、条例の基本理念の具体化については、手話推進計画を策定し、それを実施することとしている。

### 3 検討の視点

条例の制定の趣旨を確認し、直近 5 年間における当該条例の施行の状況及び条例に関連する社会状況の推移を把握した上で、必要性・有効性・効率性・基本方針適合性・適法性の 5 つの視点から検討を行い、検討の結果に基づき、当該条例の改正又は廃止の要否（運用の改善等の要否を含む。）を判断する。

### 4 検討の方向性

現行条例では、条例の基本理念や関係者の役割等について規定しており、条例第 8 条に基づき策定された手話推進計画により、具体的な取組みを実施している。

条例の見直しにあたっては、これまでの協議会での検討や当事者団体へのヒアリングでの意見聴取の結果を踏まえ、次の観点から検討する。

#### (1) 3 つの方向性について

現在の 3 つの方向性のうち、「手話に関する教育及び学習の振興」の中での「ろう児

の手話獲得の支援や、ろう学校での取組みの実施などの教育環境の整備」、及び「手話を使用しやすい環境の整備」での「非常時を含むあらゆる場面で手話で意思疎通できる環境の整備」について、特に御意見が多く出されていることから、計画への反映も含め、御意見への対応について検討する必要がある。

また、他にも、ろう児を含めたろう者の教育機会の確保や盲ろう者について具体的に記載すること、さらに、手話通訳の養成や身分保障などについての御意見もいただいております、今後の取扱いについて併せて検討する必要がある。

## (2) 条例への新たな追加事項について

(1)にある課題等を含め、条例に新たに追加の必要がある事項の有無について、検討する必要がある。

本条例が理念条例として大枠を規定し、詳細は全て内包されているという性質であることや、具体的内容は計画で定める構成となっていることを踏まえつつ、法制部門とも協議しながら、「盲ろう者」については条例で言及することを検討する。

ただし、条例の場合には、法的観点での判断において、改正が不要と判断される可能性もある。

## 5 条例・計画に関連する社会状況の推移等

### (1) 条例制定自治体の拡大

31 道府県/14 区/296 市/61 町/2 村 計 404 自治体（令和 3 年 4 月 19 日現在）

※全日本ろうあ連盟ホームページより

「手話を広める知事の会」入会状況（2017 年 10 月 16 日現在）47 都道府県

### (2) 国の関連施策等

- ・法律制定の動き（手話言語法）については、衆議院において継続審議中（制定の目途はたっていない）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成 28 年）
- ・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画のとりまとめ（平成 29 年）

### (3) 県の関連施策等

- ・ともに生きる社会かながわ憲章（平成 28 年 10 月 14 日規定）
- ・かながわ SDGs 取組方針（平成 30 年 12 月策定）

### (4) その他

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、生活様式の変化への対応

## 6 今後のスケジュール

令和 2 年 9 月～ 神奈川県手話言語普及推進協議会により検討

令和 4 年 3 月 第 1 回定例会厚生常任委員会に条例見直しの検討結果を報告